

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	市税の収納に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西条市は、市税の収納に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

市税の収納に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

愛媛県西条市長

## 公表日

令和7年6月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税の収納に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による市税の収納又は滞納整理に関する事務であり、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <p>①市税等の納税・納付相談対応に関する事務            ②市税等の納税・納付の猶予措置に関する事務            ③市税等の口座振替に関する事務            ④市税等の収納管理(収納・還付・充当等)に関する事務            ⑤市税等の滞納がある者に対する滞納処分・滞納整理に関する事務            ⑥督促状・催告書発送に関する事務            ⑦公示送達に関する事務            ⑧納税義務者の実態調査に関する事務            ⑨納税義務者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理に関する事務            ⑩その他上記事務に関連する事務</p> <p>【情報連携】</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。            ・番号法別表第二に基づき、中間サーバーに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	収納消込システム/市県民税システム/軽自動車税システム/固定資産税システム/国民健康保険システム/口座管理システム/宛名管理システム/団体内統合宛名システム/滞納整理システム/中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
収納消込ファイル/市県民税ファイル/軽自動車税ファイル/固定資産税ファイル/国民健康保険ファイル/口座管理ファイル/宛名管理ファイル/滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条(利用範囲)第1項別表第24の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第16条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○情報照会の根拠</p> <p>・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号に基づく主務省令第2条の表(以下「第2条の表」という。)第48の項</p> <p>○情報提供の根拠</p> <p>・第2条の表第48、49の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	西条市役所財務部徴収課
②所属長の役職名	徴収課長
6. 他の評価実施機関	

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所総務部総務課
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所財務部徴収課
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b>	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[ ○ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [      十分に行っている      ]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策                      [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [      十分である      ]
判断の根拠	アクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワード認証により限定しており、操作可能な者を最小限に限定するとともに、人事異動の際は必ず権限異動を実施し、アクセス可能な職員のリストを年度ごとに作成することでアクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを確認している。

